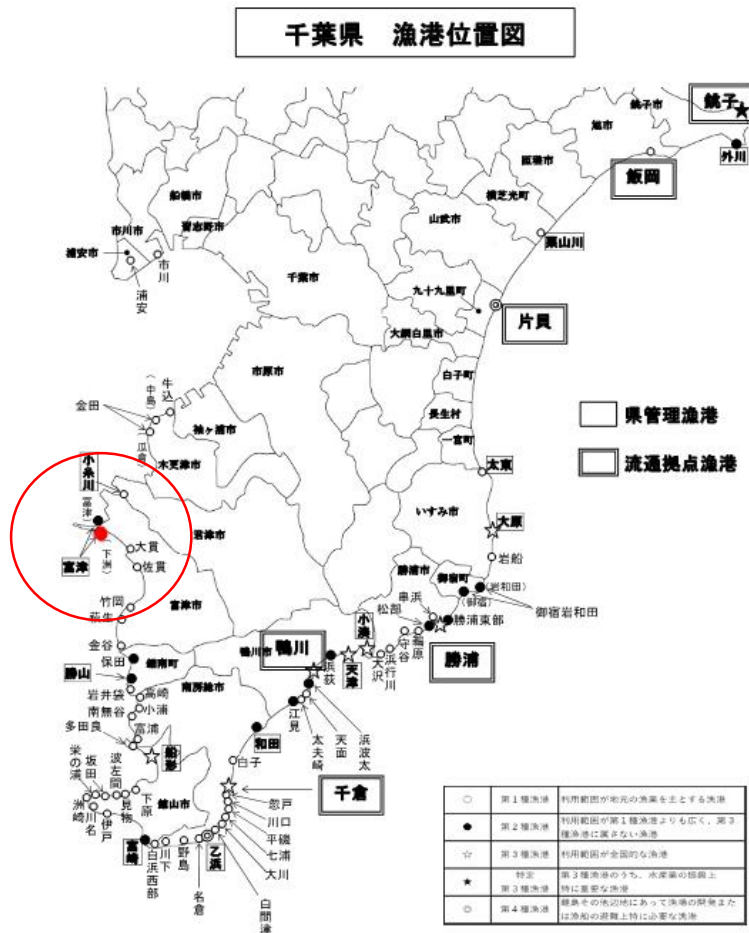


漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	千葉県	漁 港 名	富津漁港 (下洲地区)	漁港種別	第2種
都道府県名	千葉県	市町村名	富津市		
漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針					
<p>東京湾には、ノリ養殖業や貝類漁業、小型底びき網漁業等、様々な漁業種類があり、そのうちノリ養殖業は、北部地区、木更津地区、富津地区で営まれている。</p> <p>なかでも新富津漁業協同組合（以下「漁協」）のノリ生産量は県内の約5割を占め、生産された海苔は「新富津海苔」として販売され、ブランド化に取り組まれている。</p> <p>しかし、養殖環境の変化に伴う漁期の短縮やクロダイ等の食害などにより、ノリ生産量は低下傾向にある。また、ノリ養殖の経営体数も漁業者の高齢化に伴い減少していることから、富津漁港（下洲地区）においては、養殖資材の保管や船の係留等に利用されてきた漁港東側の野積場用地と船揚場・水域で、未活用の余剰地が増加してきている。</p> <p>こうした状況に対し、漁協では、漁業経営の安定化を図るため、ノリ養殖に加え、新たな養殖対象種として平成30年から漁協自営でカキ養殖に取り組み、令和5年に区画漁業権を取得するとともに、生産されたカキは「新富津漁協江戸前オイスター」として千葉ブランド水産物に認定されている。</p> <p>また、商工会と漁協が連携して漁港で開催するマルシェは、盛況を博していることから、漁港は、県立富津公園が隣接する立地を活かし、更なる交流事業の展開の可能性を有している。更に、東京湾内は、比較的、波も穏やかなため、プレジャーボートを利用したマリンレジャーに人気があり、プレジャーボート等係留施設の拡充を望む声もあることから、係留施設を利用した交流人口の増加や来訪者による水産物の消費拡大が期待でき、事業展開の可能性を有している。</p> <p>以上をふまえ、富津漁港（下洲地区）の立地特性を活かした交流人口や関係人口の増加、水産物の消費増進を通じた漁村地域の活性化を図ることを目的に、漁港における漁業利用の適正化を図り、漁港東端及び西端の海苔の加工場周辺の一部用地で海及び陸からの来訪者を受け入れるプレジャーボート等の受入及び漁業体験や飲食の提供等の海業を推進する。</p> <p>このために活用を図る漁港施設（行政財産）は、当該目的に沿った用途で認定計画実施者に貸し付け、占用させることとし、当該事業の終了時には、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるよう、適切にその機能を保全するものとする。</p>					

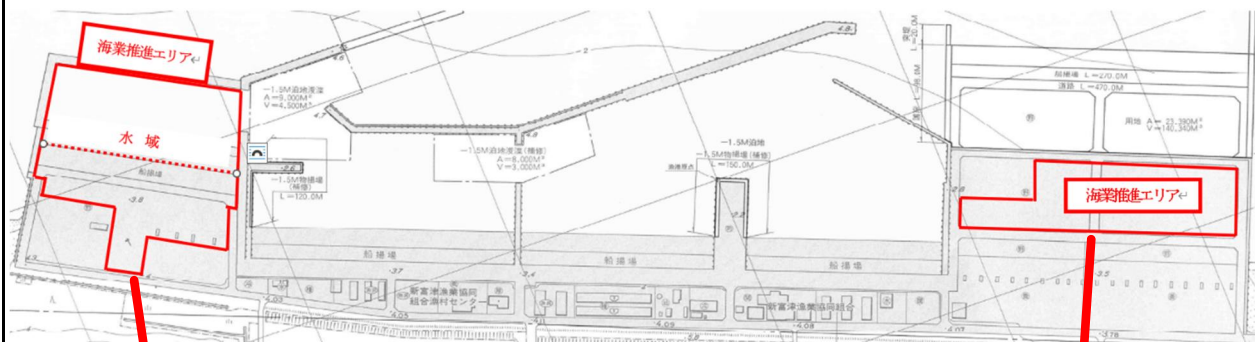


2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実施期間	令和8年度～37年度（最大30年間）
求められる事業内容	<p>① 水産物の消費の増進に関する事業</p> <p>富津漁港（下洲地区）で水揚げされる水産物（ノリやカキ等）を取扱い、販売及び飲食等の提供事業を行う施設の設置・運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物及びその加工品の製造・販売事業 ・水産物の料理の提供を行う事業 <p>② 交流の促進に関する事業</p> <p>富津漁港（下洲地区）の特性を活かし、漁港の利用エリアのゾーニングによって創出された用地・水域を活かして、海及び陸からの来訪者の受け入れや漁港利用者の利便性を向上させるための事業を行う施設の設置・運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁、漁業体験活動等の機会の提供を行う事業 ・プレジャーボート等の受入及び管理棟・駐車場の運営を行う事業

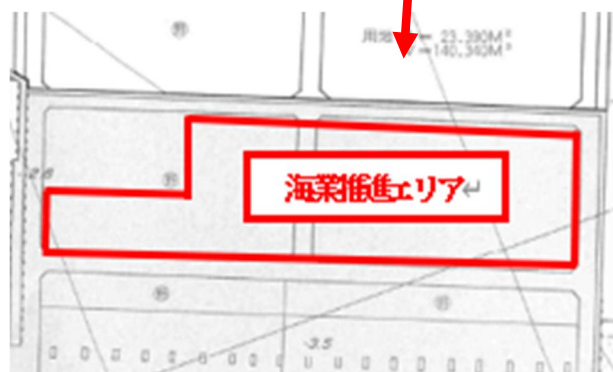
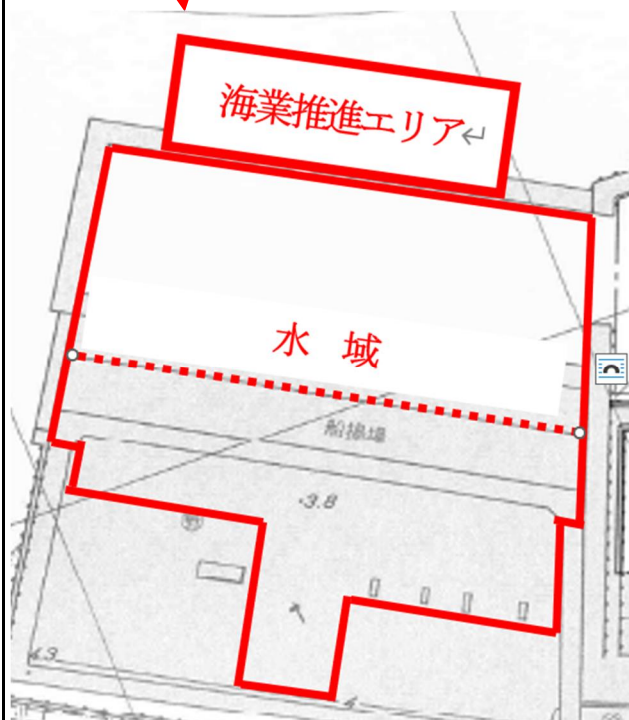
3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平面図



※道路は海業推進エリアから除きます。

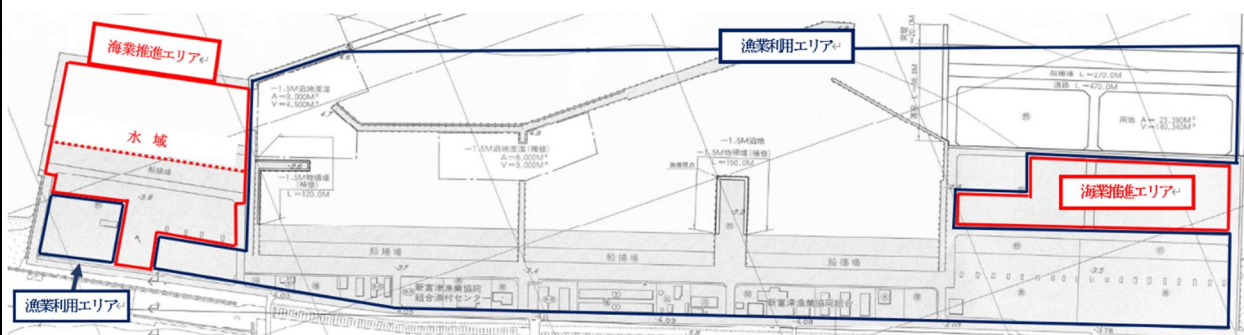
(拡大図)



4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

① 漁港全体の適正な利用の考え方

富津漁港（下洲地区）の漁業利用の適正化を図り、漁港中央部と漁港西側を漁業上の利用を第一とする「漁業利用エリア」とし、これに伴い、新たに創出された漁港東端及び西端の海苔の加工場周辺の一部用地については、漁港施設等活用事業の用に供し、プレジャーボート等の受入及び漁業体験や飲食の提供等を行う「海業推進エリア」と適切にゾーニングをする。



※道路は海業推進エリアから除きます。

② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

漁港施設等活用事業において利用される漁港施設用地について、認定計画実施者は、漁港管理者、漁業者と連携・調整し、一般来訪者が周辺の漁業利用エリアに立ち入ることのないように周知するなど対策を講じ、周辺用地・施設での円滑な漁業利用の確保を図る。

なお、漁港東端及び西端の海業推進エリアの水域・船揚場・物揚場・臨港道路は、養殖資材置場や漁業生産エリアへの資材等搬入・搬出の際に漁船等漁業関係の船や車両が通行する可能性があるため、漁業活動に支障が生じないように、漁業者からの要請に対しては、真摯に対応しなければならない。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

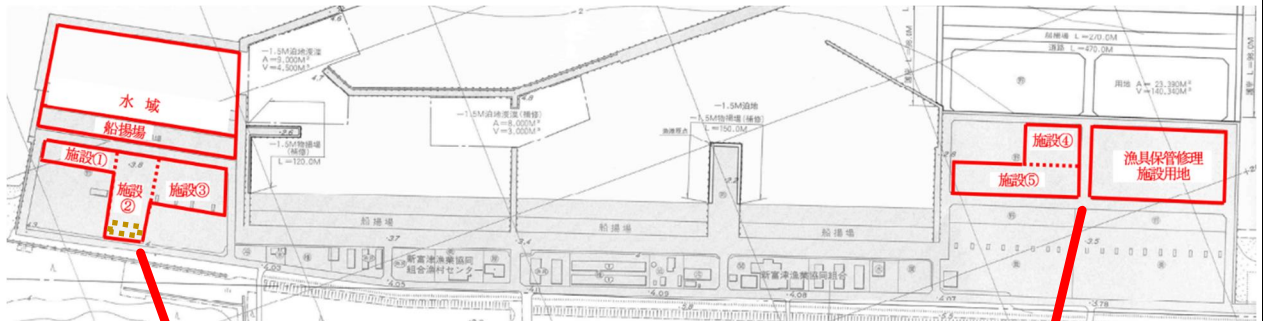
千葉県では東京湾北部の三番瀬周辺、木更津市から銚子市までの沿岸に共同漁業権や区画漁業権が設定されており、水域における漁業活動を阻害しないよう調整を図るとともに、漁業権の対象となっている貝類や藻類などの水産動植物を採捕すると漁業権の侵害となり、罰せられる場合がある旨、来訪者等への周知に努める。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項	<p>一般来訪者等の地理に不案内な利用者が多数利用するため、認定計画実施者は、漁港管理者、自治体、地域の自主防災組織等とあらかじめ来訪者等に対する地震や津波発生時等の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立しなければならない。</p> <p>また、来訪者等が水面へ転落しないよう注意喚起に努めなければならない。</p>
② 環境との調和に関する事項	<p>認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施に際し、周辺住民の生活に支障をきたす程の騒音、悪臭、放置ゴミを発生させないように努めなければならない。</p> <p>また、設置する建物について、周囲の景観との調和を阻害するような色調・デザインを避けるよう努めなければならない。</p>
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	<p>認定計画実施者は、工作物を新築、改築、増築若しくは除去しようとする場合、事前に漁港管理者と協議しなければならない。</p> <p>また、事業ゴミについては適正な処理に努めなければならない。</p>
④ その他	<p>公益上の理由により、活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は、漁港管理者の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。</p> <p>漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の作成や申請方法の詳細については、漁港管理者が別途作成する募集要項にて示すものとする。</p>

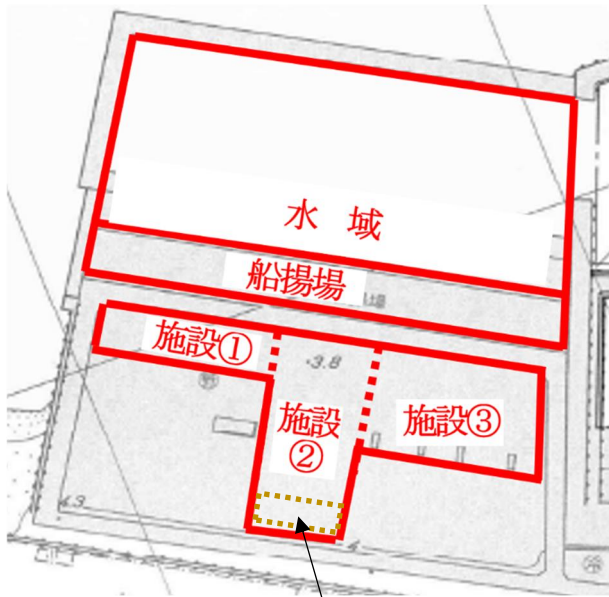
6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平面図



施設①・施設②・施設③：野積場用地
施設④・施設⑤：漁具保管修理施設用地

(拡大図)



公共空地上に造成された用地



(貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間)

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
船揚場	船揚場	千葉県	3,777.00㎡ (約20m×約184m)	令和8年度 ～令和37 年度 (最大30 年間)
施設① 施設② 施設③	野積場用地	千葉県	7,098.07㎡ 施設①(約12m×約73m) 施設②(約85m×約33m) 施設③(約48m×約73m) (施設②のうち公共空地上 に造成された用地295.45 ㎡)	
施設④ 施設⑤	漁具保管修理 施設用地	千葉県	5,959.52㎡ 施設④(約40m×約52m) 施設⑤(約32m×約120m)	
漁具保管修理施 設用地	漁具保管修理 施設用地	千葉県	9,009.69㎡ (約126m×約71m)	

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

水域名	面積 (㎡)	占有の期間
水域	14,915.05㎡ (約84m×約175m)	令和8年度～令和37年度 (最大30年間)

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

公共空地名	面積 (㎡)	占有の期間
—	—	—

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
設定なし	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
設定なし	

③ 平面図	
設定なし	

- 8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合又はその他の事由により水域や漁港施設を用いないこととなった場合、漁港管理者と協議のうえ、認定計画実施者自らの責任と負担において、占有する水域や貸付けを受ける漁港施設について、認定計画に基づいて設置した漁港活用施設を撤去するなどして、速やかに原状を回復すること。

なお、万が一、認定計画実施者が原状回復措置を履行できない状況となった場合又はその他の事由がある場合、漁港管理者の選択により、水域や漁港施設を占有する工作物の漁港管理者への無償譲渡を可能とするよう、水域や漁港施設の貸付契約等にその旨を定めることとする。